

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条の規定により、令和3年度 特定随意契約実施結果を公表する。

課 名：商工観光課
公表日：令和4年3月31日

令和3年度 特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第2条（3））	船岡駅及び槻木駅コミュニティプラザ施設の適正な維持管理を目的としての施設清掃業務。	通常清掃業務として、施設内清掃、トイレ清掃・消耗品の取り換え、施設内ゴミ回収・分別、施設の周辺清掃、回収ゴミ搬出作業。	業務日は、各施設年262日。業務時間は、2.5時間。観桜客対応として、4月中旬に14日間。業務時間は、1.5時間とする。	柴田町船岡中央1丁目1-1、柴田町槻木新町1丁目1-1	令和4年4月1日から令和5年3月31日	令和4年4月1日	宮城県柴田郡柴田町東船迫1丁目8番地1 公益社団法人柴田町シルバー人材センター 理事長 半澤 秀雄	1,683,000円（消費税及び地方消費税を含む）	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条第1項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正であり、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であり、最低価格であったことから、契約の相手方とするもの。	契約相手方はこれまでの町からの受託実績から、当該施設の設備等に精通しており、清掃業務等に関する知識を有するものと認められる。